

災害を受けた場合の納税の緩和制度について

災害により、財産に被害を受けた場合や、国税の納付が困難となった場合につきましては、納税の猶予等の納税の緩和制度を受けることができます。

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予について (財産に損失を受けた日に納期限が到来していない国税)

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、税務署に申請をすることによって「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」を受けることができます。

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予（国税通則法 46①）	
対象国税	災害のやんだ日以前に納税義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税 ※ 例えば、納税義務の成立は申告所得税であれば暦年終了の時(12月31日)、法人税であれば事業年度終了の時となり、その後納期限までに災害を受けた場合が対象となります。
要件	1 災害により財産に相当な損失を受けたこと(保険金等により補てんされる金額は損失額から控除) ※ 相当な損失とは被害額が全資産額のおおむね20%以上である場合をいいます。 2 災害のやんだ日から2月以内に申請があること
申請方法	「納税の猶予申請書」を税務署へ提出 ※ 納税の猶予申請書には被災の状況の記載が必要になりますが、被災状況が判明するまでに日時を要するときは、後日、補正してください。 なお、被災の状況の記載に代えて、市町村が発行する災害証明書又は申請者の方への聴き取りによる方法でも確認を行っています。
納税の猶予の期間	その納期限から1年以内 国税通則法第11条により納期限が延長されている場合は、延長後の納期限から1年以内 (被害額が全資産の額の50%を超える場合…原則1年 被害額が全資産の額の20～50%である場合…原則8月) ※ 予定納税に係る所得税並びに中間申告の法人税及び消費税は、最長で確定申告期限まで猶予。
猶予金額	対象国税の全部又は一部
担保	不要
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全額を免除(国税通則法 63①)

上記の「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」の猶予期間内に納付できなかった場合には、「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」を受けることができます。これらの納税の猶予制度を利用すれば、最大3年間の納税の猶予を受けることができます。

既に納期限が到来している国税については、
「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」
が受けられます。

裏面をご覧ください。

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予について (既に納期限の到来している国税)

災害により被害を受けたことに基づき、納期限を経過した国税を一時に納付することが困難と認められる場合、又は表面の国税通則法第46条第1項による「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予」を受けてもなお納付することが困難と認められる場合は、税務署に申請することにより、「災害等により納付困難となった場合の納税の猶予」を受けることができます。

災害等により納付困難となった場合の納税の猶予（国税通則法 46②）	
要件	1 災害その他やむを得ない理由に基づき、国税を一時に納付することが困難なこと 2 申請があること
申請方法	「納税の猶予申請書」を税務署へ提出
納税の猶予の期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき、延長することができる ただし、既にこの規定による納税の猶予を受けた期間と合わせて2年以内（国税通則法 46⑦）
猶予金額	災害等により被害を受けたことに基づき一時に納付することが困難と認められる金額
担保	原則として必要（猶予金額が 100 万円以下の場合、猶予の期間が3か月以内の場合、又は担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合は不要）（国税通則法 46⑤）
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の全部又は一部を免除（国税通則法 63①、③）

その他の納税の緩和制度について

国税を滞納している納税者の方に、一定の事由がある場合には、「換価の猶予」や「滞納処分の停止」の納税緩和制度があります。

職 権 に よ る 換 価 の 猶 予 （国税徴収法 151）	
要件	1 納税について誠実な意思を有していると認められること 2 財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の事由がある場合
換価の猶予の期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは延長することができる ただし、既に換価の猶予を受けた期間と合わせて2年以内（国税徴収法 152③）
換価の制限	換価の猶予期間中は、原則として、差押財産の換価はできない
担保	原則として必要（猶予金額が 100 万円以下の場合、猶予の期間が3か月以内の場合、又は担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合は不要）（国税徴収法 152③）
延滞税	猶予期間に対応する延滞税の一部を免除（一定の場合は全部を免除）（国税通則法 63①、③）

※ 上記の「職権による換価の猶予」のほか、「申請による換価の猶予（国税徴収法 151 の2）」があります。

滞 納 処 分 の 停 止 （国税徴収法 153）	
要件等	滞納処分を執行することができる財産がないと認められるなど一定の事由がある場合 （滞納処分の停止が3年間継続した場合は、延滞税を含め、納税義務は消滅）

国税庁ホームページには、被災された方が利用できる各種手続等を掲載しております。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁

検索